

腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業

公募要領

令和8年1月

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業 公募要領

1. 目的

腎疾患治療については、関連学会を中心に診療ガイドラインなどが整備され、標準的な考え方や必要な診療体制が整備されてきているが、患者が通院困難となった場合の在宅医療を提供する機会が十分でない等の課題が指摘されている。

これらの課題を踏まえ、令和7年9月に作成された「腎不全患者のための緩和ケアガイダンス」（以下「ガイダンス」という。）に基づき、持続可能な腎不全患者に関する在宅医療等の診療体制を構築するための取組を支援するモデル事業を実施し、課題や好事例を抽出することを目的とする。

2. 応募の資格

以下の（1）～（7）の全ての要件を満たす法人格を有する団体（以下、「法人」という）、若しくは都道府県や市町村（以下、「自治体」という）であること。

- （1）本事業に関する事務処理等を適切に実施する能力を有すること。
- （2）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- （3）厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- （5）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （6）応募者が法人である場合は、自治体や地域の医師会・透析医会、企業等と連携し、本事業を実施することが可能であること。
- （7）腎疾患に係る診療や緩和ケアの提供を行う医療機関、若しくは腎疾患や緩和ケアに関連する学術研究、調査研究、教育等を実施する団体、もしくはそれらと連携できる団体であること。

3. 事業内容等

（1）事業内容

- ① 在宅医療は、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療と定義される。本事業においては、以下のア

～ウのいずれかの体制を構築するために必要な支援を行うことを主な対象として想定する。

- ア) 通院困難となった保存期CKD患者の原疾患治療や症状緩和に係るケアにおいて、訪問診療を基本としながら、必要に応じて腎臓専門医等が在中する医療機関の後方支援が受けられる地域包括ケアシステムの構築
- イ) 腎不全患者が、透析を差し控え・中止を選択した場合に、人生の最終段階を自宅で迎えることを希望した際の地域包括ケアシステムの構築
- ウ) 腹膜透析、在宅血液透析等の主に在宅で行う透析療法を行いやすい診療体制の構築

適宜、ガイダンスの第4章「腎不全緩和ケアにおける医療提供体制の構築」の記載を参考にすること。

- ② 地域の医療機関、訪問看護ステーション、介護サービス事業所、薬局、自治体、地域医師会、地域透析医会、保健所、透析関連企業等と連携し、腎不全の診療体制構築に必要な検討や評価等を行うための会議体を設置する。なお、既存の会議体等において、代用可能な場合は代用することも可とする。
- ③ 地域の腎不全患者に対して、腎代替療法の3つの選択肢（血液透析、腹膜透析、腎移植）の周知、特に患者数の少ない腹膜透析、腎移植に関して十分な周知を図るための情報提供体制を構築するために必要な支援等を行う。
- ④ 本事業の成果物（効果的な取組・成果や課題等をパワーポイント5枚程度にまとめたもの）の作成と厚生労働省への報告を行う。

原則として、上記①～④の事業全てを実施すること。

また、事業の実施にあたっては、日本緩和医療学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が作成したガイダンスを参考としつつ、地域の実情に応じて実施するものとする。

（2）実施期間

実施通知後から令和9年3月31日までとする。

（3）補助選定予定数

本事業における選定予定数は、15法人の予定である。

4. 対象経費等

本補助金は、予算の範囲内において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)などの関係法令のほか、別に定める交付要綱の定めにより交付する。

(1) 計画所要額

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫補助（負担）金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。なお、予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助額は計画所要額を下回ることがあるので留意すること。

なお、補助額は、1法人当たり概ね400万円の予定である。

(2) 補助対象予定経費

報償費、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、賃金、会議費、委託料、使用料及び賃借料

5. 留意事項

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。
- (3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- (4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。
- (5) 本事業の成果物については、好事例の取組等を全国に横展開することを目的として、厚生労働省のホームページや厚生労働省における検討会において公表があるので留意すること。

6. 応募方法

(1) 提出書類

- ・腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業計画書（様式

1)に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。また、書面審査の予定であるため、必要に応じて事業計画に関する参考となる資料があれば併せて提出すること。

- ・団体概要（様式2）
- ・事業計画書（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・その他添付資料

定款（寄付行為）、財産目録、貸借対照表の写し、事業計画に関する参考資料

（2）提出先

以下のいずれかの方法により令和8年3月2日（月）17時（必着）までに提出すること。

① 書面による場合

A4用紙両面刷りにより、以下の宛先まで1部送付すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課CKD対策係 宛

② 電子媒体による場合

電子媒体（PDF）を以下のメールアドレス宛に送付すること。

メールアドレス：mhlw-disease@mhlw.go.jp

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課CKD対策係 宛

（PDFは、可能な範囲でテキスト認識可能な電子媒体で提出すること。）

（3）提出に当たっての注意事項

- ① 理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すことはできない。
- ② 提出された応募書等は、当該審査以外に提出者に許可なく使用しない。
- ③ 応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ④ 電話やメールによる質問及び追加資料の提出を求める場合がある。
- ⑤ 虚偽の記載をした申請は無効とする。
- ⑥ 一法人当たり1件の申請を限度とし、それを超える申し込みを行った場合はすべての申請を無効とする。
- ⑦ 応募資格を満たさない法人の申請は無効とする。
- ⑧ 前記⑤～⑦までに掲げるほか、本公募要領に違反した申請は無効とする。

る。

7. 採択方法

(1) 審査の方法

採択については、健康・生活衛生局がん・疾病対策課（以下、「がん・疾病対策課」という。）において、応募要件に該当する旨を確認した後、応募内容等を審査する。審査は、がん・疾病対策課において、本モデル事業に関する審査委員会を設置し、審査の基準に基づき実施する。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について、書類審査及び必要に応じてメールによる質疑応答を行い、それらの評価結果を基に、優秀と認められる法人から、事業規模と予算額とともに応募の事業内容を勘案し、地理的な要因や医療資源などについても考慮に入れ、全体としてのバランスを踏まえて15法人程度を選定する。なお、審査は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。

(2) 審査の手順

審査は、原則として書面審査により行うこととし、以下の手順で実施する。

① 形式審査

提出された応募書等について、がん・疾病対策課において「2. 応募の資格」への適合性について審査する。なお、「2. 応募の資格」を満たしていないものについては、②以降の審査対象から除外する。

② 書類審査

審査委員会により書類審査を実施する。

③ メールによる質疑応答

必要に応じて、審査委員会より申請者(代理も可)に対してメールによる質疑応答を実施する。

④ 最終審査

書類審査及びメールによる質疑応答における評価等を踏まえ、審査委員会において、最終審査を実施し法人を決定する。

(3) 審査の基準

審査の基準は以下のとおりとする。

① 事務処理能力(業務遂行体制)

・事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制(国庫補助金の事務処理を含む。)、管理体制)を有しているか。

② 関係機関との連携

- ・事業を実施するために必要な診療実績（医療機関以外の場合は研究等その他の実績）及び自治体や関係機関との連携等の実績を有しているか。また、自治体や関係機関と連携して事業を進めるための体制が備わっているか。

③ 医療体制等の構築

- ・腎疾患患者・透析患者に係る在宅での医療提供体制の構築の手法が具体的に示されているか。

④ 事業内容

- ・公募要領の内容を踏まえた内容となっているか。
- ・ガイダンスの内容を踏まえ、適切な体制整備に資する取組となっているか。
- ・日本全国の対応事例を広く収集することを目的に、原則として、一つの都道府県の中で一つの法人若しくは自治体を採択することとする。
- ・各都道府県のなるべく広い範囲を当事業の対象範囲としてカバーできる法人若しくは自治体を優先的に採択することとする。
- ・3. (1) 事業内容の、①に示すア～ウのなるべく多くに対応できる法人若しくは自治体を優先的に採択することとする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、採択の可否及び国庫補助基準額について、速やかに応募法人に対して通知する。なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

(5) 審査スケジュール予定

提出期間：令和8年1月29日（木）～令和8年3月2日（月）（必着）

審査期間：令和8年3月中～下旬

結果連絡：令和8年3月下旬～4月上旬

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがある

8. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課CKD対策係

電話：03-5253-1111（内2359）

メールアドレス：mhlw-disease@mhlw.go.jp